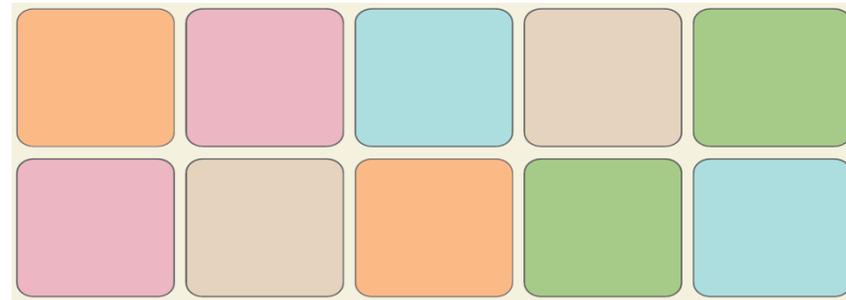
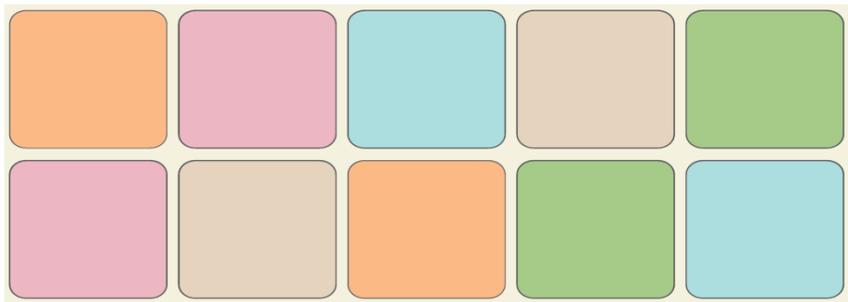


令和元年度 子供・若者自立等支援体制整備事業



葛飾区における 若者支援体制の整備について



葛飾区 子育て支援部 子ども応援課



葛飾区の概要



人口:464, 667人 世帯数:236, 683世帯

○青少年人口(年齢0歳 ~ 29歳)

128, 289人

○子ども・若者育成支援推進法対象者(年齢0歳 ~ 39歳)

188, 830人

(令和元年12月1日現在)



葛飾区の取組



子ども・若者育成支援推進法に基づく、「子ども・若者計画」の策定や地域における支援のネットワークづくりなどを担うため、平成29年4月に、子ども応援課が新設され、次のような取組みを行ってきました。

【これまでの主な取組み】

- | | | |
|-------|----|-------------------|
| 平成29年 | 8月 | 子ども・若者支援地域協議会設置 |
| 平成30年 | 2月 | 子ども・若者に関するアンケート調査 |
| 平成30年 | 6月 | 子ども・若者に関する調査結果報告書 |
| 平成31年 | 3月 | 子ども・若者計画策定 |



葛飾区子ども・若者支援地域協議会について



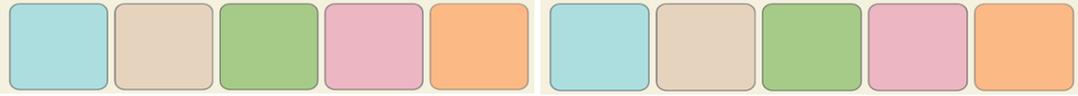
子ども・若者育成支援推進法第19条第1項の規定に基づき、社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者に対する支援を効果的かつ円滑に実施するため、その支援を行う関係機関・関係団体が一堂に会し、お互いに顔の見える関係を築きながら連携していくことを目的に平成29年8月に協議会を設置しました。

協議会は、教育、福祉、保健・医療、矯正・更生保護、雇用及び健全育成の関係機関の代表者で構成されており、葛飾区子ども・若者計画の検討や子ども・若者への支援に関する情報交換などを行っています。

今年度は、協議会に専門部会を設置し、地域の子どもの若者支援の現状や実態を把握し、支援のネットワークについて検討を行っていきます。



葛飾区子ども・若者に関する調査について



・飾区子ども・若者計画を策定するにあたり、子ども・若者の実態や支援ニーズを把握するため、アンケート調査とヒアリング調査を行いました。

(1) アンケート調査

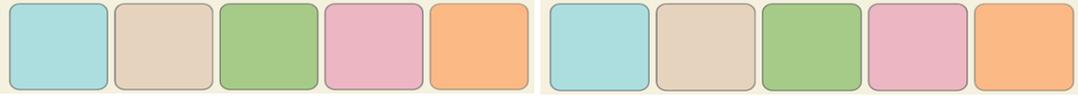
子ども・若者世代(0～39歳)の生活環境等を把握するため、住民基本台帳から無作為に抽出し、調査票を郵送で行いました。

(2) ヒアリング調査

子ども・若者の実態をより具体的に把握するため、学校関係者や子どもの支援を行う団体の方にヒアリング調査を行いました。



葛飾区子ども・若者計画の策定について



近年、子どもや若者に関する課題は深刻化し、子どもにおいては、虐待やいじめ、不登校などに加え、発達・適応の課題や貧困など、若者においては、若年無業者やひきこもりなどの社会的な自立を巡る課題が指摘されています。

これらの課題に対応するため、国等の動向を踏まえ、ライフステージ別の子ども・若者の健全育成と困難を有する子ども・若者を支援する施策を整理し、状況に応じたきめ細やかな切れ目のない支援を目指して、地域全体で連携して推進していくことを目的に、平成31年3月に計画を策定しました。



葛飾区における若者支援体制整備について①



この事業は、「葛飾区子ども・若者計画」の中の新規事業の一つで、長期にわたり就学・就労等の社会参加ができずにひきこもり状態等にある若者や、人間関係・仕事・孤独・将来への不安など、様々な悩みを持つ若者を支援するため、若者相談窓口を開設し、関係機関と連携しながら、必要な支援を行っていくものです。



葛飾区における若者支援体制整備について②



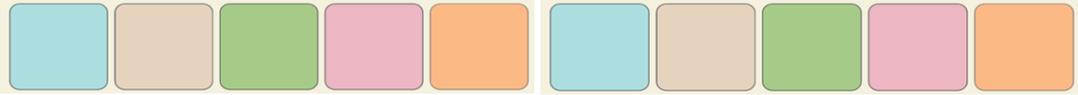
○事業内容

電話又はメールでの相談予約を受けて、面接又は電話による相談を事業者に委託して行います。

面接相談は、週1回、・飾区内の施設等を活用して行い、相談者の状況に応じて、訪問による相談や支援先への同行支援も行います。



葛飾区における若者支援体制整備について③



○対象者

義務教育終了後、概ね15歳から40歳未満の葛飾区民とその家族、支援者

○執行体制

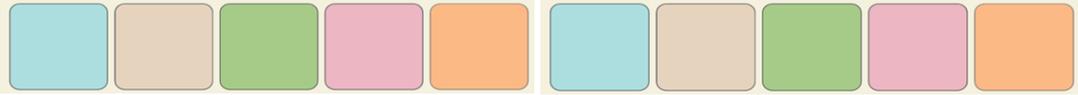
公益社団法人青少年健康センターに委託して実施

○相談件数

10月:12件 11月:11件



葛飾区における若者支援体制整備について④



○実施日

相談窓口は週1回、公共施設等を活用して実施。また、相談者から希望があれば、受託事業者の事務所での相談も可能で、状況に応じて訪問相談も行っています。

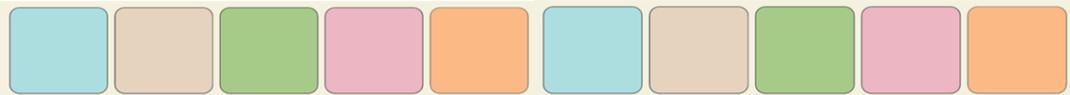
○事業費

令和元年度：4,892,800円(令和元年10月から令和2年3月)

(参考)令和2年度：9,786,920円



葛飾区における若者支援体制整備について⑤



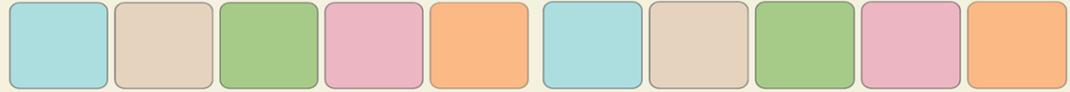
○事業の成果

庁内関係部署や区内で子ども・若者支援を行う団体等に情報提供したほか、広報誌、ホームページ、チラシ等を配布して周知を行い、これまで相談したことがなかった方を相談につなげることができたと考えています。

事業を開始したばかりなので、今後、関係機関と連携しながら、適切な支援を行えるように、体制を整えていきます。



葛飾区における若者支援体制整備について⑥



○今後の取組

令和2年3月に講演会、個別相談会等の実施を予定しています。講演会で、この事業の理解や周知を図り、さらに対象者が相談につながるような機会をつくっていく必要があると考えています。

家族からの相談が多いですが、1回で相談が終わるケースはほとんどないため、継続して相談を受けながら、家族の心身の負担を軽減し、本人が適切な支援につながるようアプローチしていきます。